

「特定の分野に係る育成就労制度運用要領-鉄道分野の基準について-」の一部改正について

令和 8 年 10 月

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和 8 年国土交通省告示第 442 号）に基づく「特定の分野に係る育成就労制度運用要領-鉄道分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

主な改正部分は以下のとおりです。

通し 番号	該当 ページ	改正箇所	改正	現行
1	5	第 1 育成就労 外国人が従事す る業務 【主たる技能及 び必須業務】	○ 鉄道分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、 別紙 の育成就労計画審査基準を参照してください。	○ 鉄道分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、 鉄道分野 の育成就労計画審査基準（ 追って別紙としてお示しします。 ）を参照してください。
2	12	第 2 育成就労 外国人に求めら れる技能水準等	○ 主たる技能を「軌道整備」、「電気設備整備」、「車両整備」、「車両製造」又は「駅・車両清掃」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能 1 号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験（初級）に合格することが必要です。	○ 主たる技能を「軌道整備」、「電気設備整備」、「車両整備」、「車両製造」又は「駅・車両清掃」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能 1 号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験（初級） の実技試験 に合格することが必要です。
3	16	第 3 上乗せ基 準等 （1）育成就労 の内容の基準に	○ 運輸係員の業務区分については、 育成就労実施者は、育成就労が終了するまでに、育成就労外国人が日本語能力試験（J L P T）N 3（ただし 1 0 4 点以上（※）に限る。） 以上に合格している場合を除き、 当該	○ 運輸係員の業務区分については、育成就労が終了するまでに、育成就労外国人が日本語能力試験（J L P T）N 3（ただし 1 0 4 点以上に限る）以上に合格している場合を除き、認定日本語教育機関の「就労のた

		関するもの	育成就労外国人が認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する講習を150時間以上履修することができるよう必要な措置を講じる必要があります。 ※ C E F RのB1相当以上を判定されることをいう。		めの課程」等における当該水準に相当する講習を150時間以上履修する必要があります。																	
4	19	第4 育成・キャリア形成プログラム	○ 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、国土交通省のホームページ（002008378.pdf）に掲載されます。		○ 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載されます。																	
5	20	第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	○ 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。 なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年を超えて行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。 <table><tr><td>技能実習の目標となる試験</td><td>育成就労産業分野</td><td>業務区分</td><td>育成就労の目標となる試験</td></tr><tr><td>軌道保守整備技能実習評価試験（専門級）</td><td>鉄道分野</td><td>軌道整備</td><td>鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）</td></tr></table>		技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験	軌道保守整備技能実習評価試験（専門級）	鉄道分野	軌道整備	鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）	○ 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。 なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年以上行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。 <table><tr><td>技能実習の目標</td><td>育成就労産業分野</td><td>業務区分</td><td>育成就労の目標となる試験</td></tr><tr><td>軌道施設保守整備技能実習評価試験（専門級）</td><td>鉄道分野</td><td>軌道整備</td><td>・鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）</td></tr></table>		技能実習の目標	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験	軌道施設保守整備技能実習評価試験（専門級）	鉄道分野	軌道整備	・鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）
技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験																			
軌道保守整備技能実習評価試験（専門級）	鉄道分野	軌道整備	鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）																			
技能実習の目標	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験																			
軌道施設保守整備技能実習評価試験（専門級）	鉄道分野	軌道整備	・鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）																			

上記のほか、別紙の新規制定を行っています。

以上